

新型コロナウイルス施策一覧

融資関連～日本政策金融公庫・商工中金～

施策一覧

種類	内容	返済期間	要件	特徴
①新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	国民生活事業 融資上限：6,000万円 金利：当初3年0.46%(上限3,000万円) 以後1.36% 中小企業事業 融資上限：3億円 金利：当初3年0.21%(上限1億円) 以後1.11%	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内	直近1ヶ月売上が前年同月比▲5%以上 ※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合 (①③⑤共通) 直近1ヶ月売上が次のいずれかと比較して▲5%以上 ①過去3ヶ月(直近1ヶ月含む)の平均売上 ②令和元年12月の売上 ③令和元年10月～12月の平均売上	・低金利 ・無担保 ・別枠融資 ★当初3年間の金利について特別利子補給対象
②生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	融資上限：6,000万円 金利：当初0.46%(上限3,000万円) 以後1.36%	【振興計画認定の組合員】 設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 【組合員以外】 設備資金：20年以内	直近1ヶ月売上が前年同月比▲5%以上 ※生活衛生関係事業者限定 (宿泊業、飲食業、理美容業等)	・低金利 ・無担保 ・別枠融資 ★当初3年間の金利について特別利子補給対象
③衛生環境激変対策特別貸付 (日本政策金融公庫)	融資上限：1,000万円※運転資金のみ ※旅館業は3,000万円 金利：1.91% (振興計画認定有：1.01%)	7年以内	直近の売上前年比▲10%以上 ※旅館業、飲食店営業、喫茶店営業限定	・3業種限定の別枠融資
④商工中金危機対応融資 (商工中金)	融資上限：3億円 金利：当初3年0.21%(上限1億円) 以後1.11%	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内	直近1ヶ月売上が前年同月比▲5%以上	★当初3年間の金利について特別利子補給対象
既存の借入との借換 (日本政策金融公庫・商工中金)	【金利引下げ・実質無利子化の限度額】 日本政策金融公庫 中小事業：1億円 国民事業：3,000万円 商工中金：1億円 【借換限度額】 日本政策金融公庫 中小事業：3億円 国民事業：6,000万円 商工中金：3億円 ※新規融資と既存借換額の合計額が限度	対象となる新規借入に準ずる (①②④)	対象となる新規借入の要件に準ずる 【対象となる新規借入】 ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ④商工中金危機対応融資	既存の借入との借換により、総額での金利引下げ等が可能となる

※利子引下げ、特別利子補給は①②④全体で借入額3,000万円が限度

新型コロナウイルス施策一覧

融資関連～民間の金融機関等～

施策一覧

種類	内容	返済期間	要件	特徴
⑤セーフティネット保証4号 (民間金融機関)	借入の100%を信用保証協会が保証 保証限度額 一般保証と別枠2.8億円 ※保証枠は⑥セーフティネット保証5号と共有	通常の借入に準ずる	①直近1ヶ月売上が前年同月比▲20%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上が前年同月比▲20%以上 ※全都道府県対象	保証料の補助は各自治体による ★保証料ゼロ・無利子対象
⑥セーフティネット保証5号 (民間金融機関)	借入の80%を信用保証協会が保証 保証限度額 一般保証と別枠2.8億円 ※保証枠は⑤セーフティネット保証4号と共有	通常の借入に準ずる	①直近1ヶ月売上が前年同月比▲5%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上が前年同月比▲5%以上 ※R2.5.1以降全業種対象	保証料の補助は各自治体による ★保証料ゼロ・無利子対象
⑦危機関連保証 (民間金融機関)	借入100%保証 保証限度額 一般保証・セーフティネット保証と別枠2.8億円	通常の借入に準ずる	①直近1ヶ月売上が前年同月比▲15%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上が前年同月比▲15%以上	保証料の補助は各自治体による ★保証料ゼロ・無利子対象
実質無利子となる融資 (民間金融機関)	⑤セーフティネット保証4号、⑥セーフティネット保証5号、 ⑥危機関連保証と連動した実質無利子となる融資 融資上限額：3,000万円 担保：無担保 金利：通常金利(★当初3年間の特別利子補給対象) 保証料：全額補助または半額補助	10年以内 (内据置期間5年以内)	⑤セーフティネット保証4号・5号 ⑥危機関連保証 に連動	既にセーフティネット保証または 危機関連保証での融資を受けている場合は再度手続きが必要 ★認定書の有効期限 R2.8.31まで延長している為、 取り直し不要
新型コロナ特例リスク スケジュール	一括して既存借入の1年間の元金返済猶予申請が可能 手順 ①中小企業再生支援協議会へ相談 ②特例リスクスケジュール計画策定(支援有り) ③毎月の資金繰りを継続的にチェック ※①～③における費用は原則不要		直近1ヶ月売上が前年同月比▲5%以上	原則費用負担無しで中小企業再生支援協議会による債務のリスクスケジュールが可能

新型コロナウイルス施策一覧

税金関連等

施策一覧

種類	対象税目	内容	要件	特徴
納税猶予	国税	税務署へ申請し、1年以内で納税を猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年2月以降納期限までの一定期間（1ヶ月以上）において売上が前年同期比▲20%以上 ・猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無い ・本来の納期限から6ヶ月以内に申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞税免除 ・財産の差押えが猶予 ・無担保
固定資産税減免（2021年分）	固定資産税	設備・建物に係る固定資産税を1年分減免	<ul style="list-style-type: none"> ・R2.2月～10月のうち、3ヶ月分の売上げ前年同期比▲30%以上50%未満→半額減免 前年同期比▲50%以上→全額減免 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市区町村へ申請が必要
テレワーク促進税制（既存の税制の後押し）	法人税 所得税	テレワークに必要な設備投資をした場合、設備の即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人は7%）	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の青色申告法人 ・対象資産（全て新品） テレワークPC、テレビ会議システム、勤怠管理システム等（資産要件） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備（金額要件） 器具及び備品：1台30万円以上 ソフトウェア：1つ70万円以上 ※従前の設備類型とは別枠での類型（C類型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定が必要 ※計画申請の際、経済産業局によるデジタル化設備に関する確認書が必要（設備取得前）
社会保険料換価猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以内の範囲内で各月に分割して納付	<ul style="list-style-type: none"> ・一時納付により事業の継続等を困難にする恐れがあると認められること ・猶予申請以前の社会保険料の滞納、延滞金が無い ・本来の納期限から6ヶ月以内に申請 ・猶予相当額の担保提供があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞金の一部が免除 ・財産の差押えが猶予
社会保険料納付猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以内の範囲内で各月に分割して納付	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止または休業したこと ・申請前の1年間に於いて、その前年の利益額の1/2を超える損失（赤字）が生じたこと ・要件に該当する事由発生後速やかに申請 ・猶予相当額の担保提供があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞金の全部または一部が免除 ・財産の差押えが猶予
法人税繰戻還付	法人税	欠損金が生じた場合、前年度に納付した法人税の還付請求ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告法人で、前年度から連続して青色申告書を提出 ・資本金1億円以下の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の範囲を10億円以下に拡大

新型コロナウイルス施策一覧

給付金・補助金等

施策一覧				
種類	内容	対象事業者	要件等	特徴
国の持続化給付金	事業全般に使える給付金を支給 【給付額】 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比 ▲50%以上の月の売上×12か月） 【限度額】 法人：200万円 個人事業者：100万円	資本金10億円以上の法人以外 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等も対象	売上が前年同月比▲50%以上 比較対象の売上 2020年1月～12月の任意月 (選択可)	・WEB申請、完全予約制による 窓口申請 ・申請後2週間程度で給付予定 創業、季節変動等の特例有り
I T 導入補助金	感染症の影響を乗り越える為、ハードウェア（PC、 タブレット端末等）のレンタル等を含めた I T ツール 導入を支援 【補助額】30万円～450万円 【補助率】2/3（従来は1/2）	中小企業・小規模事業者 ※既存の I T 導入補助金に準ず る	申請期間 5/11～5/29 17時	・補助率増加：1/2→2/3 ・補助対象経費拡充 ハードウェアのレンタルも対象
雇用調整助成金	新型コロナウイルスの影響により、一時的に休業等 となった場合において、従業員の雇用維持を図った ときに、休業手当等の一部を助成 【助成率】 中小企業：4/5（解雇無しの場合9/10） 大企業：2/3（解雇無しの場合3/4） ※日額8,330円が限度	・全業種対象 ・雇用保険被保険者でない従業員も対象 ・新卒者など雇用保険被保険者として継続雇用期間が6ヶ月未満の従業員も対象（R2.1.24以降の休業のみ）	直近1ヶ月の売上が前年同月 比▲5%以上 計画届の提出が必須 ※6/30までの事後提出が可能	・休業、時短等による影響が生じた場合でも従業員の雇用の維持が可能 ・申請書類が簡素化（記載項目半減）
保護者の休暇取得支援	小学校等の臨時休業等により、保護者である従業員に休暇を取得させた場合に助成 【助成額】 休暇中に支払った賃金相当額全額 上限：日額8,330円 ※小学校等とは 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等	下記の子供の世話が必要となった従業員 ・臨時休業等した小学校等に通う子供 ・新型コロナウイルスに感染した子供で小学校等を休むことが必要な子供	労働基準法上の年次有給休暇と別途有給（賃金全額支給）の休暇を取得させること 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇 ※休暇取得期限の延長予定 6月30日まで	従業員は正規・非正規雇用問わず全員対象 申請手続きが必要

新型コロナウイルス施策一覧

福岡県・福岡市独自の支援策（手続等の詳細は一部調整中）

施策一覧

種類	内容	対象事業者	相談窓口
福岡県持続化緊急支援金(福岡県)	<p>国の持続化給付金の対象とならなかった事業者向けの緊急支援金 【給付額】法人：50万円 個人事業者：25万円（1回限定）</p> <p>【要件】 2020年1月～申請日の属する月の前月までの期間（対象期間）のうちいずれかひと月の売上が前年同月比▲30%以上50%未満 ※対象期間において前年同月比▲50%以上の月がひと月もないこと ※国の持続化給付金を申請していないこと</p>	<p>個人事業者、法人 ※資本金10億円以上除く</p> <p>本店が福岡県所在に限る</p>	<p>0570-094894</p> <p>WEB申請 https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/s/RegisterEmail</p>
店舗への家賃支援(福岡市)	<p>緊急事態宣言に基づき福岡県から出された休業要請を受け休業した施設、時短営業した飲食店などの店舗の賃料の8割を補助 【補助額】①令和2年4月7日～5月6日：上限50万円 ②令和2年5月7日～5月31日：上限30万円</p>	中小企業・小規模事業者	092-739-8175
宿泊事業者への支援(福岡市)	<p>宿泊施設内の消毒・除菌対応等の安全対策の強化に係る経費を補助 【補助額】1施設あたり50万円を上限（施設数により変動）</p>	旅館業法に規定する旅館業 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）	092-711-4353
飲食店への支援(福岡市)	<p>①飲食店のデリバリーを利用した場合にポイントまたはクーポン還元 【還元額】1回1,000円以上の利用で500円分を還元</p> <p>②割引等の特典を付けてテイクアウト販売する事業者へ支援金給付 【支援金額】1店舗あたり10万円</p>	<p>飲食店</p> <p>②：市税の滞納が無いこと ★申込期間：R2.5.8～R2.5.21</p>	<p>①の窓口 092-711-4559 ②の窓口（10時～18時） 博多区：080-8397-9256 中央区：080-8556-3314 東区・南区：080-8575-7977 上記以外：080-2784-8052</p>
テレワーク促進(福岡市)	<p>テレワーク環境を新たに整備する場合に、整備費用を補助 【補助額】①コンサルティング費用：費用全額（上限10万円） ②機器購入・リース費用等：費用の半額（上限40万円）</p>	<p>常時雇用する従業員が2人以上の 中小企業 申込期限：R2.5.31</p>	092-852-3453